

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 8 号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（<u>鳥取県及び鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学を除く。</u>以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。